

別表1(第7条・第9条・第11条・第12条の2・第14条・第19条・第22条・第24条・第26条・第27条関係)  
(表)

算 定 基 準 表

番号	補助項目	補助対象経費	単価	算定基準
1	一般保育所対策事業加算	保育事業の充実に要する経費	月額 別表2～9	単価×延べ入所児童数
2	3歳以上児給食費加算	3歳以上児の主食給食に要する経費	月額 160円	単価×延べ入所児童数
3	教材費加算	教材を購入する経費	月額 310円	単価×延べ入所児童数
4	地域交流事業費加算	地域住民との交流の充実に図るため、物品を購入する経費	年額 54,000円	単価を上限として実支出額を補助する。
5	嘱託医手当加算	嘱託医手当の充実に要する経費	月額 36,930円	単価×雇用月数 零歳児保育補助対象外施設に補助する。
6	非常通報装置保守・管理経費加算	非常通報装置(学校110番)の保守及び管理に要する経費	年額 32,400円	単価を上限として実支出額を補助する。
7	バス借上費加算	園外で保育を行うためのバスの借上げに要する経費 当該年度の4月1日時点の利用児童数が40名以下の施設 2台まで 当該年度の4月1日時点の利用児童数が41名以上の施設 4台まで	1台当たり 90,000円	単価を上限として実支出額を補助する。
8	歯科医師等手当加算	年2回の歯科健康診査を行うための歯科医師及び歯科衛生士の手当に要する経費 健診月の初日の入所児童数において35名につき1人(半日勤務)	1人(半日)当たり 歯科医師 30,024円 歯科衛生士 11,664円	単価×延べ人数
9	牛乳購入費加算	入所児童に支給する牛乳の購入に要する経費	月額 別表13	単価×入所児童数
10	行事費加算	行事の際に入所児童に提供する記念品等の購入に要する経費	運動会 540円 クリスマス 1,080円 就学祝い 1,317円	運動会及びクリスマス 単価×実施月初日の入所児童数 就学祝い 単価×3月1日時点の入所児童のうち5歳児の人数 単価を上限として実支出額を補助する。
11	零歳児保健師等加算 (零歳児保育補助事業)	零歳児の保育を行う施設に常勤又は非常勤の保健師等を配置するための経費	月額 別表10	単価×雇用月数
12	零歳児調理員加算 (零歳児保育補助事業)	零歳児の保育を行う施設に調理員1名を増配置するための経費	月額 別表10	単価×雇用月数
13	零歳児嘱託医手当加算 (零歳児保育補助事業)	零歳児の保育を行う施設における嘱託医手当の充実に要する経費	月額 56,930円	単価×雇用月数
14	零歳児無主任保育士専任加算 (零歳児保育未実施保育所補助事業)	零歳児の保育を行わない施設における主任保育士が主任業務に専任するための保育士増配置に要する経費	月額 告示別表第2に規定する主任保育士専任加算の算定基準のとおりとする。 10円未満切捨て	単価×延べ入所児童数
15	零歳児無施設機能強化推進費加算 (零歳児保育未実施保育所補助事業)	零歳児の保育を行わない施設が総合的な防災対策を図るための取組に要する経費	年額 告示別表第2に規定する施設機能強化推進費加算の算定基準のとおりとする。 10円未満切捨て	単価×3月1日時点の延べ入所児童数
16	勤務環境改善促進保育士加算	定員60人以下の施設に保育士1名、定員61人以上の施設に保育士2名を増配置するための経費	月額 別表10	単価×保育士数×雇用月数
17	勤務環境改善促進パート保育士加算	定員60人以下の施設にパート保育士1名、定員61人以上の施設にパート保育士2名を増配置するための経費	月額 104,460円	単価×パート保育士数×雇用月数
18	勤務環境改善促進暖房費加算	11月から3月までの期間における施設に係る暖房の充実に要する経費	月額 10,000円	単価×月数
19	障害児加算 (障害児保育補助事業)	障害児の処遇向上を図るための経費	月額 177,200円	単価×延べ障害児数 単価を上限として実支出額を補助する。
20	産休等代替職員費加算	産休等代替職員として任用承認を受けた保育士(認定保育士を含む。)、保健師、看護師、調理員又は栄養士の雇用に要する経費 産休等代替職員として任用承認を受けた事務職員又は用務員の雇用に要する経費	全日 7,890円 半日 3,945円 全日 6,280円 半日 3,140円	単価×延べ雇用日数 単価を上限として実支出額を補助する。
21	延長保育士加算	延長定員10人以下の施設に保育士1名、定員11人以上の施設に保育士2名を増配置するための経費	月額 別表12	単価×保育士数×雇用月数
22	延長保育事業費加算	延長保育児童の補食、保育材料、光熱費等に要する経費	月額 2,500円	(単価－延長保育料の平均額) ×延べ延長保育承諾児童数 単価を上限として実支出額を補助する。
23	延長暖房費加算	11月から3月までの期間における延長保育時間帯の暖房の充実に要する経費	月額 7,500円	単価×月数
24	保育所障害児受入促進事業	障害児を受け入れるために必要な設備の整備及び備品購入に要する経費	年額 1,000,000円	一事業当たり
25	備品購入費 (開設準備経費)	開設に必要な備品購入に要する経費	1,500,000円	1施設当たりの単価を上限とし実支出額の2分の1
26	緊急地震速報受信装置整備経費 (開設準備経費)	緊急地震速報受信装置を整備するための経費	450,000円	単価を上限として実支出額を補助する。
27	非常通報装置整備経費 (開設準備経費)	非常通報装置を整備するための経費	300,000円	単価を上限として実支出額を補助する。

(裏)

- (注) 1 算出基礎となる児童数、職員数、施設数等は、それぞれ月の初日現在により算定すること。この場合、児童数については、法第24条の規定に基づき本区が私立保育所において保育を行う児童を対象とし、職員数、施設数等については、区内に所在する私立保育所を対象として算定すること。
- 2 別表2から別表9までの単価表の適用に当たり、定員区分、地域区分、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に定める施設型給付費における処遇改善等加算の加算率の算定に当たっての職員1人当たりの平均勤続年数(以下「平均勤続年数」という。)、所長設置未設置の別及び入所児童の年齢区分によりそれぞれ単価設定されているものについては、告示の算定方法に準じて算定すること。
- 加えて、定員61人以上の施設にあっては、以下の区分で、(1)又は(2)に該当する施設については別表2、別表4、別表6及び別表8のうち、(3)に該当する施設については別表3、別表5、別表7及び別表9のうち、告示の算定基準に準じた設置主体区分及び地域区分に応じた単価表を適用すること。ただし、区の区域内に設置された私立保育所については別表2を使用するものとする。
- (1) 告示第1条第53号に規定する主任保育士専任加算の対象となる施設
- (2) 零歳児保育及び延長保育のいずれも実施していない施設
- (3) (1)及び(2)以外の施設
- 3 「零歳児保育補助事業」の各補助項目のうち11の項から13の項までについては、11の項から13の項までの全てが実施された場合にのみ算定すること。ただし、保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知)により、全ての調理業務を委託した場合には、11の項及び13の項のみ算定することができる。
- 4 「勤務環境改善促進事業」については、16の項の補助項目について実施された場合にのみ17の項及び18の項の実施に関し算定できるものであること。
- 5 「勤務環境改善促進事業」における16の項の補助項目について、保育士をもって充足できない場合の補助金交付額の算定等は次による。
- (1) 補助対象事業項目における職員は次の順で充足するものとする。
- 第一 配置基準(運営費負担金対象)職員
  - 第二 定員60人以下の施設に保育士1名、定員61人以上の施設に保育士2名
  - 第三 市町村単独費加算職員
  - 第四 施設独自職員
- (2) 補助金交付額の算定について
- 必要とされる保育士数は、定員60人以下の施設に保育士1名、定員61人以上の施設に保育士2名とする。
- なお、16の項の補助項目について定員61人以上の施設にあっては、保育士2名が充足されていない場合には「勤務環境改善促進事業」に係る全てについて算定の対象とならない。
- 6 告示第1条第55号に規定する入所児童処遇特別加算の対象となる保育所においては、当該入所児童処遇特別加算費を別表1の補助対象経費として用いる場合には、当該補助項目の算定基準額から入所児童処遇特別加算額を差し引いた額を算定基準額とする。